

複数の次席家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所の指定及び次席家庭裁判所調査官の員数の定めについて

平成24年3月22日総一第000266号高等裁判所  
長官，家庭裁判所長宛総務局長通知

首席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和57年最高裁判所規則第4号）第2条第1項の規定により，最高裁判所の定める員数の次席家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所が別表のとおり指定され，当該家庭裁判所に置く次席家庭裁判所調査官の員数が同表のとおり定められ，平成24年4月1日から実施されます。

なお，平成23年2月18日付け最高裁総一第000183号総務局長通知「複数の次席家庭裁判所調査官を置く家庭裁判所の指定及び次席家庭裁判所調査官の員数の定めについて」により通知された指定は，平成24年3月31日限り，取り消されます。

(別表)

家庭裁判所	員 数	家庭裁判所	員 数
東 京	4	金 沢	2
横 浜	2	広 島	2
さいたま	2	山 口	2
千 葉	2	岡 山	2
水 戸	2	福 岡	3
宇 都 宮	2	長 崎	2
前 橋	2	熊 本	2
静 岡	2	那 覇	2
新 潟	2	仙 台	2
大 阪	4	福 島	2
京 都	2	札 幌	2
神 戸	2	高 松	2
名 古 屋	3	松 山	2